

## 平成30年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議概要

- 1 日 時 平成30年7月12日（木）午後3時30分から午後5時
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎9階 企画管理部会議室
- 3 出席委員 貞廣斎子 嶋崎政男 石川善昭 大田紀子 近藤一夫  
小川恵 小柴孝子  
事務局 教育長 澤川和宏、児童生徒課長 横山昌彦  
生徒指導・いじめ対策室長 中西健、関係課・関係機関担当者他

### 4 内 容

(1) 千葉県のいじめの状況について

(2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する点検評価について

### 5 委員の主な意見

(1) 千葉県のいじめの状況について

○学校いじめ防止基本方針の掲示について

- ・今後もわかりやすい場所に掲示されるよう指導願いたい。

○いじめの解消率について

- ・解消していないいじめ認知件数が、13.2%であり、約4,000件相当ある。単年度の調査で終えず、経年的にこの解消されていないいじめがどのような状況にあるか調査してもらいたい。

○いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒への特別な対応について

- ・文部科学省の調査では、いじめる側、いじめられた側への対応について、データが示されている。千葉県としてもデータを示してもらいたい。

(2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する点検評価について

○豊かな人間関係作りプログラムの充実

- ・学年が上がるごとに、誰にも相談できないいじめ認知件数が増加している。中学校段階より前から、自殺予防についての教育、自分が抱えきれないことは援助を求め教育を実施してもらいたい。

○電話相談等の個人情報の取扱について

- ・電話相談については、時間帯によっては、外部委託をしているが、いじめ等の相談の個人情報の漏えい等がないよう徹底してもらいたい。

○SNS等を活用した相談窓口の設置について

- ・柏市等で実績を上げている、SNS等を活用した相談体制の構築について、県として対応を検討願いたい。

○SC、SSWの設置の拡充

- ・学校現場が求めているのは、SC、SSW等による専門的な助言である。設置の拡充を求める。

○人権教育班作成の資料の活用

- ・自分も大切に、相手も大切にということで、非常に良いものである。これはいじめ問題にとって重要な視点である。相手のことを思いやるのと同時に、自分の権利もちゃんと守る。これは傍観者を無くすということにつながる。ぜひ、啓発活動の中に、人権問題のことも入れてもらいたい。

○子どもたちに寄り添う時間や体制への要望

- ・「誰にも相談しない児童生徒」がこれだけたくさんいることを重大なこととして受け止めてもらいたい。そこで、先生方に子どもがもっと相談できるように、先生方にゆとりの時間を増やしてもらいたい。いじめに対する対策は、対策だけでなく、先生方の働き方改革と人間らしい生活が、子供と寄り添う時間の確保につながると思うので、総合的に施策で対応してもらいたい。

平成30年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録

平成30年7月12日(木)

午後3時30分から午後5時まで

千葉県庁中庁舎9階 企画管理部会議室

出席委員 貞廣斎子 嶋崎政男 石川善昭 大田紀子 近藤一夫 小川恵 小柴孝子

事務局 教育長 澤川和宏 児童生徒課長 横山昌彦  
生徒指導・いじめ対策室長 中西健 関係課・関係機関担当者他

1 事務手続き

・会長、副会長選出

会長（貞廣委員） 副会長（嶋崎委員）

2 開会

3 教育長挨拶

4 千葉県いじめ対策調査会概要説明

5 説明、審議

(1) 千葉県のいじめの状況について

※生徒指導・いじめ対策室長からの説明、その後、質問、審議。

(2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価について

※事務局からの説明、その後、質問、審議。

会長

ではこれより、説明、審議に入ります。

まず、資料1「千葉県のいじめの状況について」生徒指導・いじめ対策室長から説明をお願いします。

事務局

※資料の説明

会長

ただいま、事務局から「千葉県のいじめの状況」につきまして説明がありました。御質

問、御意見等がありましたらお願いいたします。なにかございますでしょうか。委員

いじめ防止基本方針を、どのように周知するかということでホームページでの掲載について言っていたのですが、分り易いところに掲載するよというよなことは県のほうから言っていたのか。

生徒指導・いじめ対策室長

こちらについては、全教職員だけでなく、保護者に対しても分り易く周知することを指導しているところである。HPについては、県立学校については、全学校で開設されていることから、100%ということになっているが、市町村によっては、小規模の学校もあるので、HPの活用が進んでいない学校もあり、僅かであるが掲載できていない状況も見られる。学校便りや学年・学級だより等、他の方法で周知するなど、それぞれの学校で対応を考えていると思われる。

今後もHP等での公開を進め、そこへ掲示するように指導していきたいと考えている。

委員

資料1の1ページ。いじめの現在の状況については、平成28年度は86.8%で前年から、1.6%向上し大変すばらしい成績といえる。しかしながら、13.2%がまだ解消せず解消に向けて取り組み中の事案が、分母の31,617件からいうと、約4,000件相当あり、無視できない状況である。

その大部分が、グラフ中の解決に向けて取り組み中というところだと思われるが、1年以内に86.8%解消したとして、解消していないものについては、翌年にはどのぐらい解消したのか、年をまたげば解決するものなのか、そのあたりを教えてください。

また、その他というものはどういう状況なのか教えてください。

生徒指導・いじめ対策室長

私どもとしては100%解消するということを求めているところだが、実際には、86.8%の解消率となっている。残りの部分は、経年変化で数値は持っていない。一年だけではなく長期的に見ていく必要はあると考えているので、今後検討していきたい。また、この13.2%解消していない部分については、まったく解決をしていないのではなく、教員も粘り強く継続して見ている状態で、完全に解消していないというものである。その他については、指導の途中で転学をしてしまったケース、高等学校については、進路変更をしてしまった生徒が含まれるということである。

会長

1点目については、データの取得方法を工夫してもらって、単年度で終了ではなく、経年的に見ていくデータのとり方を考えてもらいたい。ぜひ近藤委員の意見を引き取ってもらいたい。

委員

解消率が86.8%ということで、大変すばらしい成績ではあるが、その方策については、千葉県の資料ではそのあたりが示されていない。文部科学省の資料では、「いじめる児童生徒への特別な対応について」、「いじめられた児童生徒への相談の状況」もあるのでぜひ千葉県でもそのあたりを示してもらいたい。どのような先生方の努力や対応が、いじ

めの解消につながっているのか、千葉県独自のものがあればなおいいと思うのだが、そのあたりのデータを来年度聞かせてもらいたい。

会長

グットプラクティスの収集と共有について、ぜひ進めていってほしいと思う。

生徒指導・いじめ対策室長

ありがとうございました。いじめられた児童生徒がどのような手立てにおいて、いじめが解消していくかについては、我々としても取り組み状況を整理して提示していきたい。いじめられた児童生徒が、相談をしたことについて、SC、養護教諭、その他に相談したことによって解消したこともわかっているので、資料として今後提供していきたいと考えている。

会長

ありがとうございます。それでは、続きまして(2)の各事業の説明をお願いしたいと思います。1相談及び情報収集体制の充実、2予防及び早期発見、3人材の確保及び資質の向上について事務局お願いします。

事務局

\*説明 (省略) 前半の1・2・3について説明をいたしました。

会長

ただ今の3つの事業の柱についてご質問やご意見がございましたら、お願いします。

委員

詳細な説明ありがとうございます。

まず、6ページ13番いじめ問題対策支援チームについては、大変良い取り組みだと思われる。3年間でやってきた現場に派遣して研修をしてきたようであるが、この派遣については、平成30年度廃止予定となっています。良いことをやっているのに廃止予定というのはどういった考えか教えてもらいたい。

事務局

この事業については現場からもよい評価をもらっていた。この事業については、子どもと親のサポートセンターの方で中心的な事業として、人員も増員して、いじめという言葉が抜けてしまうが、不登校の内容も取り込んで実施しているところである。

委員

3ページの8番。中学校、高校で誰にも相談しないという事案がだんだん増えていきます。予防という観点から考えると援助希求の教育が必要ではないかと思われるが、この資料を読むとそのあたりが書かれていないので、そのあたりの取り組みが必要なのではないかと思われるがどうか。

担当課

小学校1・2年生では話し方、聞き方の指導を通して、相手への思いやりを持つ姿勢を育て、小学校3・4年生では、人の感情、自分の感情を大切にする内容、5年生ではみんなで助け合いながら問題解決に取り組みます。6年生では、自分の発言に責任を持つ内容となっています。また、中学校1年生では物事を多面的な角度から考え、中学校2年生では、自分と向き合い自分を管理する、中学校3年生では、自分の意思をもって周りの人を止める。むしろ自分自身の成長に合わせた、内容となっているので、こちらのプログラム

では、小中学校で、相談をする、相談しやすい姿勢を育むものというは入っていない。

#### 委員

自殺予防については、WHOでACTという表現をしている。

「きづく、かかわる、つなげる」自分が抱えきれないことは援助を求める、先生を通じてという形かもしれないが、求めていくことは、適切なやり方だということ。日本でいうと中学生対象から、やっていくということではいっている。実際に中学生・高校生で、相談できなくなっていくというのは、より早期からやっついていかないといけないということを示しているのではないかと思われる。一度考えてもらいたい。

#### 会長

ぜひ引き取ってもらったらと思います。ありがとうございます。ほかの委員の方々ありますか。

#### 委員

その他にもありますが1ページの2番を例に、24時間SOSダイヤルについて、時間帯によっては外部業者へ委託しているとのことであるが、そうしますと、その点の問題点について検討する必要がある。特にいじめ関係の問題を取り扱う場合は、非常にセンシティブな情報を取り扱うという外部委託者ということとなる。委託先の専門能力、人員体制、特に個人情報等の管理など、この点についてどのような対策を取られているか、今まで問題になったことはないのか、その点について教えてもらいたい。

#### 担当機関

業務委託につきましては、「相談業務委託仕様書」により、専門的能力、人員体制、個人情報に関する取扱いについて記し、その仕様書に基づいて契約しているので、問題はないと認識している。業務委託先の現地視察も行い、業務状況や環境の把握もしているところである。

#### 委員

契約では書かれているようなので、わかりました。一般的に個人情報を扱う取り決めをしているのであろうが、何分相談の内容が内容なので、情報漏洩などがあつたら大変な問題となる。より一層の管理体制をお願いしたい。

#### 会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

#### 委員

今の相談及び情報収集体制の充実というところだが、1番にもかかってくるのかもしれないが、子サポのフリーダイヤルは、相談件数も増えていて、功を奏しているということから、電話も子供の相談にとってはツールになるのだなと感じた。昨年の会議の中で、電話はあまりかけないのではないかという話が出ていたが、大丈夫だなと改めて思った。

柏市ではいじめ通報アプリを導入していて、ニュースになるほど、情報収集に役立っていることを新聞を見た。県全体で見て、そこをどう利用するのかしないのか、考えがあれ

ば教えてもらいたい。

生徒指導・いじめ対策室長

今、子供たちの携帯スマートフォンの普及率は上がってきていて、電話より先にメールでの連絡が情報伝達の手段として第一に考えられ、非常に大きくなってきていると、現状では認識しているところである。今、SNSを使った相談活動は、柏市でストップイットというソフトを使って行っている、今年度は野田市で同様にストップイットを使って、文部科学省の委託事業として行っていく、また山武市の方でも行っているところである。県内にも広がってきているところである。

千葉県としては、どう取り組んでいくかというところであるが、他県の成果等も資料としながら、県内の状況課題を見極めながら、県として、どう取り組んでいくか、現在検討しているところです。今後も教育相談活動の充実に努めていきたい。

会長

ありがとうございます。

委員

不登校についても、様々な相談が寄せられているとのことだが、いじめが必ずしも不登校につながっているわけではない。不登校になるにあたって、まったく別の過程が発生してきている。そういう中ではいじめと不登校が一緒の相談窓口になっている。どこかで上手に分けていただいて、多面的にアプローチをしていく施策が必要なのではないかと思われる。

すでに様々な施策は講じられていると思われるが、ある意味PTA活動に参加してくれるような家庭については、不安に思っている、問題がない家庭が多い。PTAも一生懸命周知はするが、こぼれてしまうような、本当にサポートが必要な保護者や家庭が増えてきていることをとても感じている。施策の中で丁寧に触れており、現場への周知、共通理解が重要になってくると思うので、様々な施策を、今後も丁寧に、しっかりと現場の先生方に周知してもらいたいと感じました。

会長

ご要望ということでよいか。

委員

はい。よろしくお願ひしたい。

委員

先ほどのSNSの通報については、各市町村の議会でも取り上げられているところである。柏市が出た段階で、銚子市でもどうかという質問があった。これについては、非常に有益だということは伺っているが、財政的な措置が必要などころがあるので、財政面では二の足を踏むような状況がある。銚子市でもいいなと思っていたが、なかなか踏み切れない状況である。

様々な研修については、学校現場を預かるものとしては非常に重要な研修であると思ひ

ますし、大体小中学校まで下りてきている状況は見られる。この後、更に新しい研修となると、また同じような研修なのかという意識も非常に強い。当然やることは必要であるが、切実に感じることは、学校現場で必要とするのは、専門家の知識を、対子ども、対教師にどう落とし込んでもらえるかである。例えばSCについて、現在中学校1日、場所によっては小学校も入っている、特別な学校は2日入っているところもある。それでも非常に数が少ない。中学校での切実な課題は、不登校や不登校の手前のいじめに悩む生徒のカウンセリングをしてもらおう教育相談体制がやっぱり不足している。そういう意識がすごくある。

それと、若干いじめではなく不登校に偏っているが、SSWについても、どの学校でも様々な家庭環境の子がいるので、配置については、非常に切実に思っている。しかしながら、財政的な面で配置がされない状況があるので、ぜひSCやSSWについては、小中学校、おそらく高等学校も子どもたちにとって、有益なので増やしてもらいたいという切実な思いがある。

もう1点、いじめの温床となっているのはSNSである。これについては、各学校で情報モラルの研修をやっているが徹底が難しい。かつ、子どもたちのほうが、大人より数段ツールの扱いについて上手で深い。それを超えて、チェック機能というか、そういう取組は、市町村独自でやれないところがあるので、県でもやってもらっているところではあるが、それらの子どもたちへの誹謗中傷やいじめの温床になるようなところを、チェックする場所が、もう少しあったらよいと思われる。現場として切実な思いである。

#### 会長

最後のSNSのところについては、後半にさらに詳しく出てくると思われるが、前半の部分については要望ということで、お聞きとげいただければと思います。

#### 委員

市町村教育委員会で附属機関を作るが、県下での設置状況はどうか。要望としては、法の第33条にある、県としての市町村への援助はどうか。県外の話であるが、市町村教委が非常に苦しんでいるところがたくさんある。そのあたりの現実の把握と実際の援助について、お願いします。前半の部分はぜひ伺いたい。

#### 事務局

連絡協議会、再調査を行うための機関。28年度の数値であります。設置に向けて努力中であり、すでに設置しているところもあると思うので、今日この時点での数値でないことをお許しいただきたい。おおよそであります。協議会等を設置している自治体は22。設置に向けて検討中13市町村。調査会を設置しているということは、設置済み設置に向けて検討中は40を超えている。さらに来年度以降に向けて設置に向けて検討中をいれるとほとんどの自治体で設置に向けて動いている状況である。この問題についても、予算上のことや、各市町村の規模も含めて、それぞれの自治体の悩みを含めて検討中のところもあろうと思われる。最終的なところまで詰めていないが、把握しているところである。

#### 委員

私からも1点。昨年度も指摘させていただいたが、県の独自調査の中で、各学校が一

番苦慮しているのが保護者への対応である。今年度の説明では、適切な初期対応を進めることで、このあたりを対応していくというお話があった。しかしながら、それでは、学校はしんどいのではないか。適切な初期対応をしても、こじれてしまうケース、また親御さんのもやもや感がどうしようもない部分がある

ぜひ学校を超えて、親御さんの心のケアができるようなシステムを作ってもらいたい。先生方がいじめへの対応に集中できるような、体制をぜひ作ってもらいたい。要望である。

他の委員からもまだ意見要望があろうかと思われませんが、後半の説明をお願いしたい。

#### 事務局

4・5・6の説明。

#### 会長

ネットいじめについて、先ほど石川委員から出されたが、追加の説明があればお願いしたい。

#### 担当課

22番の事業である。監視員2名、囑託の職員が、監視を平日行っている。件数としては、昨年度よりも全体の件数は増えているが、ネットいじめにかかわるような誹謗中傷の書き込みについては、それほど多くはなかったというのが現状である。誹謗中傷に係るようなネットいじめについては、すぐに教育委員会等を通じてお知らせをしているところである。昨年度の調査会の御質問にも出された「2名の監視員で足りているのか」ということに関しては、市町村の方でも、マニュアルを配布して、市町村独自でもやってもらえるような体制づくりをし、事業の方を進めているところである。

#### 会長

昨年度の近藤委員の話にもあったが、本当に難しいところには、我々手が届きませんので、なかなかもどかしいところがある。

#### 委員

市の財政面をクリアしていくことは、難しいことだと思うが、県の方で支援をして、全県の子どもたちに良いものが使える状況になる、そういう手立てがあれば講じてもらいたい。学校施設に関する修繕についても、市町村の財政規模がそのまま子どもたちの学習環境に影響することを目の当たりにしているので、PTAとしてもその地域ごとに取り組むべき課題が違っていると認識しているところである。

ネットいじめは学校でも問題になっているところで、モラル的な部分だけ色々な対策が講じられているが、全県下でそういった部分の手立てを講じてもらいたい。

話が少し戻るが、いじめについて、保護者に周知するのがという話があったが、自分の子どもが通う学校でPTA会長をしているので、学校の保護者同士で話をすることがある。PTAと教員との関係が良いところは、学校が対処として動く前に、PTAに事前に相談があって、対処することがある。保護者どうしで情報共有をして、学校に提供したりなど、保護者の悩みについて、学校が入る前に、PTAの役員が入って話を聞いたりという話も聞くことがある。そういう意識でPTA活動をしている人もいることをお伝えしたい。学校にとって良い相談相手であるようにと協議会の方でも伝えたいと思いますし、教員側にもぜひそういう形でPTAを活用してもらいたいと伝えてもらいたい。

#### 委員

4番の啓発のところで、要望がある。たしか、児童生徒課の人権教育班が発行している

資料が特別素晴らしい。「大切な自分、大切なあなた」という題で、自分も大切に、相手も大切にということで、非常に良いものである。これはいじめ問題にとって重要な視点である。割と今までは、相手のことをよく考えなさい、そうすれば、ひどいことなんて言えなくなるよね、という方向からの指導だったと思われる。相手のことを思いやるのとともに、自分の権利もちょうど守る、つまりクラスの中でいじめがおこれば、みんなが学習権というものを侵害されてしまう。それは、いじめられる子のみならず、傍観者、無関心の子どもたちも自分の学習権が侵害される、だからいじめをやめてほしい。これは先生に言っているいいことなんだという風に、考えられるようになる

これは傍観者を無くすということにつながる。ぜひ、啓発活動の中に、人権問題のことも入れてもらいたい。素晴らしい資料もつけてもらいたい。

会長

小川委員が出したことにもつながることなので、ぜひ引き取ってもらえればと思います。皆様ご意見があると思われませんが、会議の終了後、電話やメールなどでお知らせいただくことで事務局が引き取ることは可能か。

事務局

可能である。

会長

それでは、この討議については以上として、最後に、いじめ問題全体的な話について何かあればお願いしたい。

委員

県下の話ではないが、全国的に重大事態が大変増えてきている。重大事態の扱いについて非常に知識が乏しいと思われる。各市町村教委は、国からもガイドラインが出ているが、ガイドラインそのものが分かりにくい。ですから、あれをもう少し、詳しくしたようなものを示してもらえると、チャンスがあれば、お願いしたい。要望です。

会長

よろしくお願いしたい。私からも一つ。事業の前半に出された、「誰にも相談しない児童生徒」がこれだけたくさんいることを重大なこととして受け止めてもらいたいということについて、小川委員から話があった。私もこのデータを見て、こんなにたくさん。それに暗数でここに出てきていない子どもたちもいるとすると、大変もどかしい気持ちです。そこをお願いします。

先生方に子どもがもっと相談できるように、先生方にゆとりの時間を増やしてもらいたい。いじめに対する対策は、対策だけでなく、先生方の働き方改革と人間らしい生活が、子供と寄り添う時間の確保につながると思うので、総合的に施策で対応してもらいたい。要望です。

それでは、本日予定しました審議を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

7 諸連絡

8 閉会